

## **[事案 29-56] 先進医療給付金等支払請求**

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

先進医療給付金等を請求したところ、請求の原因となった疾病は責任開始日より前に発症していたとして給付金の支払いを拒絶されたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

カスタマーセンターに先進医療給付金の受給資格について問い合わせたところ、契約日から遡って 6 か月以内に受診していなければ受給資格がある旨を説明されており、この回答がなければ、先進医療の手術を受けずに、通常の手術を受けた。ついては、平成 28 年 11 月に契約した医療保険にもとづき、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術について先進医療給付金および先進医療一時金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 請求原因である白内障は契約の責任開始日前に発病している。
- (2) カスタマーセンターの担当者は申立人の主張する発言や説明をしておらず、かつ同担当者の発言や説明は適切で何らの問題もない。
- (3) 責任開始期前の発病が支払対象外となることは、契約概要および注意喚起情報に記載の他、インターネットによる申込手続きの過程においても申立人に周知している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面（カスタマーセンターの通話記録を含む）にもとづく審理のほか、申立人の主張等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、先進医療給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。